

「南相馬市空家等対策計画」(素案)の概要

意見等の提出期間 1月4日(木)～1月31日(水)

案の公表場所 (閉庁日、休館日を除く)

生活環境課、市民課総合案内窓口、小高区市民福祉課、鹿島区市民福祉課、
各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

公表期間 1月4日(木)～1月31日(水)

提案方法

書式は自由です。住所、氏名、電話番号を明記の上、窓口へ持参、郵便、ファックス、電子メールなどでご提案ください(法人や団体の場合は、名称・所在地・代表者を明記してください)。

提出先・問合せ

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目27番地

生活環境課 Tel 24-5231 Fax 23-0311

電子メール seikatsukankyo@city.minamisoma.lg.jp

本計画の趣旨

本計画は、適正な管理が行われていない空き家が、防災・衛生・景観等を悪化させ、地域の生活環境に影響を及ぼす問題の発生が増加傾向にあることから、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、生活環境の保全を図り、空き家の利活用を促進するため、空き家に関する総合的な施策を推進し、公共福祉の増進と地域振興に寄与することを目的に施行された「空き家等対策の推進に関する特別措置法」(以下特措法)の施行を受け、より本市に適した実効性の高い空き家等対策の実施を図るため、特措法第6条に基づき、空き家等対策について総合的かつ計画的に実施していくための基本方針や取組を示すものとして「南相馬市空き家等対策計画」を策定するものです。

計画の年次

基準年次：平成30年

目標年次：平成40年

対象地区

市内全域

南相馬市空家等対策計画の基本方針

本市の空家等対策に関する課題の整理から、空家等対策に関する基本方針を次のとおり定めます。

- ① 空家等の定期的な実態把握
 - ・空家等の実態調査
 - ・データベースの作成
- ② 空家等の適切な管理と発生の予防
 - ・所有者等による空家等の適切な管理の促進
 - ・特定空家に対する措置
- ③ 協働による空家等対策の体制
 - ・空家等に関する相談体制の整備
 - ・庁内体制の構築と関係団体との連携
- ④ 空家等及び空家等の跡地の活用の推進
 - ・関係事業者団体との連携
 - ・「南相馬市復興推進空き家・空き地バンク」の活用推進
- ⑤ 東日本大震災からの復興推進・避難住民の帰還に向けたサポート
 - ・各種施策による衣・食・住環境の復興
 - ・各種復興事業による新たなにきわいの創出